

# 居宅介護支援事業所 榎の木

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(山形県指定 第0670801513号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の内容	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 秘密保持と個人情報の保護について	7
8. 契約の終了について	7
9. 苦情の受付について	8
10. サービスの利用割合、事業所の割合について	8

## ・ 1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社榎の木
- (2) 法人所在地 山形県酒田市山寺字宅地159番地
- (3) 電話番号 0234-62-3555
- (4) 代表者氏名 代表取締役 富樫正樹
- (5) 設立年月 平成6年2月14日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業
- (2) 事業の目的

要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 榎の木  
平成22年3月25日指定 山形県第0670801513号

- (4) 事業所の所在地 山形県酒田市こあら二丁目4番地の6
- (5) 電話番号 0234-43-1781
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 梅津 眞樹

### (7) 当事業所の運営方針

1. 事業所は利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができよう配慮して行います。
2. 事業所は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
4. 事業所は、県、市、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めて行います。

- (8) 開設年月 平成22年4月1日

(9) 当社が行っている他の業務

当社では、次の事業もあわせて実施しています。

- (住宅型) 有料老人ホーム (介護予防) 通所介護事業所 (介護予防) 訪問看護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 酒田市 庄内町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日(祝祭日、12月31日～1月3日除く)	
受付時間	月～金	9時～17時
サービス提供時間帯	月～金	9時～17時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長(管理者)(兼務) 主任介護支援専門員	1		事業所の管理業務及びサービス計画の作成、訪問、相談、介護給付の管理等の介護支援専門員業務
2. 介護支援専門員	2		サービス計画の作成、訪問、相談、介護給付の管理等の介護支援専門員業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金(契約書第3～9条参照) \*

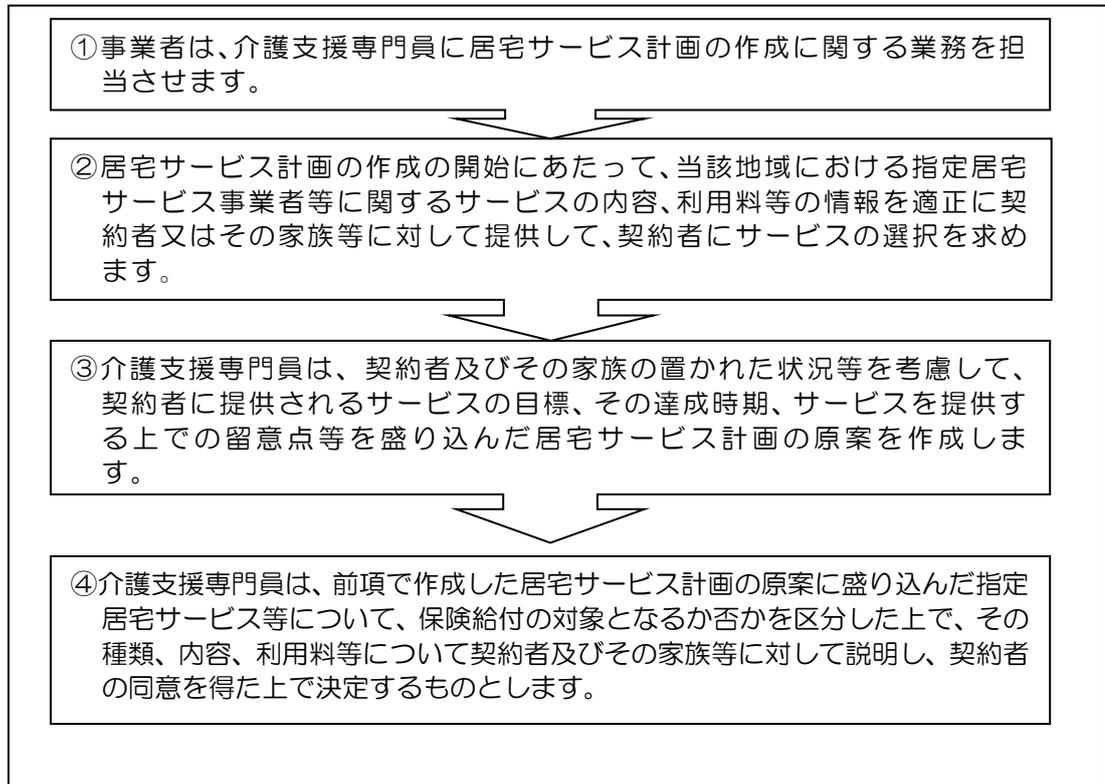
<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握し

たとえば、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



#### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利

用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいっただんお支払い下さい。

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） ＜取扱件数が40件未満＞	10,860円	14,110円
居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） ＜取扱件数が40件以上60件未満＞	5,440円	7,040円
居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） ＜取扱件数が60件以上＞	3,260円	4,220円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。

運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合、所定単位数は算定しません。

※ 40件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費ⅱ又はⅲを算定します。

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合95%を算定

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者にかかる必要な情報を提供している事（Ⅰ） ※入院以前の情報を含む。 ※営業時終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報情報を提供している事（Ⅱ） ※営業終了後の入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日も含む。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。  （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）□ 連携1回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）□ 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅰ）□	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）□	7,500円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円	
通院時情報連携加算	500円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診療を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境などの当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報に提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	
特定事業所加算（A）	1,140円	
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）

ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、週末期の医療やケア方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

## (2) 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業の実施地域（酒田市、庄内町）を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、以下に記載のようにその実費を徴収します。

実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル 30 円（その端数を増すごとに 30 円）を交通費実費額として事業者を支払うものとします。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記 (2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 下記指定口座への振り込み  
鶴岡信用金庫 酒田支店 普通預金 1052463  
口座名義人 株式会社樫の木（カ、カシノキ）
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、郵便局、JA

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 秘密の保持と個人情報の保護について（契約書第11条参照）

### （1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、情報を用いる際は、その情報が用いられる者の事前の個人情報使用同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### （2）個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

- ・ 利用者に関わる居宅サービス計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。
- ・ サービス事業所との連絡調整
- ・ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
- ・ 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

## 8. 契約の終了について（契約書13条～16条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
2. 利用者の契約解除の申し出があった場合
3. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
4. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
5. 利用者が死亡した場合

## 9. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 梅津 眞樹

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

○電話番号 0234-43-1781

（2）行政機関その他苦情受付機関

酒田市健康福祉部高齢者支援課	所在地 酒田市本町二丁目2-45 電話番号 0234-26-5755（代表） 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 （祝日及び12月29日～1月3日までを除く）
山形県国民健康保険団体連合会介護保険課介護サービス推進室	所在地 寒河江市寒河江久保6番地 電話番号 0237-87-8006（苦情・相談専用） 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 （祝日及び12月29日～1月3日までを除く）

・10. サービスの利用割合、事業所割合について

（1）サービスの提供の開始に際し、前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合について、口頭説明を行い文書の交付も行います。

（2）サービスの提供の開始に際し、前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について、口頭説明を行い文書の交付も行います。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

年 月 日

事業者所在地	山形県酒田市こあら二丁目4番地の6
法人名	株式会社 檜の木
代表者	代表取締役 富樫 正樹
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者	〒
氏名	
代理人	〒
氏名	(続柄 )